

時評



弁護士・
宮城憲法会議幹事長
小野寺義象

岸 田政権による12月16日の安保3文書の閣議決定により、憲法9条破壊は極限状態に達した。しかも、集団的自衛権行使としての敵基地攻撃能力の保有を認めたことによって、「台湾有事」の危険は格段に高まったといえる。3月には敵基地攻撃のためのミサイル基地が石垣島に新設され、地対艦誘導ミサイルの搬入も強行されるなど、正にいま、日本は「新しい戦前」の様相を呈している。

しかし、この問題に関する国民の関心は低く、反対運動も盛り上がっていないとはいえない。

その原因はどこにあるのだろうか。

ロシアのウクライナ侵略を利用した改憲派の「9条は無力」という攻撃、それが「中国・北朝鮮脅威論」と融合して醸し出す、形容しがたい日本社会の雰囲気や基底にある。また、ほとんど報道せず、報道しても、軍拡を当然の前提とする非本質的な内容の報道しかしない(できない)日本のマスコミの現実も看過することはできない。さらに、批判の対象が「すでに強行された閣議決定」のため、これまでの悪法阻止運動のような国会内外の闘いが奏功しないというも

憲法9条に関するテーゼ (私自身のスケッチ)

どかしさもある。そして、このような状況の中で、街頭宣伝・署名・デモなどこれまでの運動スタイルだけで良いのかという悩み、状況にかみ合った新たな運動の発展をめざす試行錯誤がなされている。

とにかく状況は「もやもや」しているのだ。

このような状況を打開するため、宮城県では、各団体が憲法学習運動を重視し、宮城憲法会議も、12月末から憲法学習の講師派遣を開始し、3月9日時点で21件の申し込みが来ている。

この憲法学習運動の中で、私は、平和憲法(前文・9条)の「価値の再確認」と「9条の力を発展させる」ことの大切さを伝えたいともがいている。

その中で、憲法9条に関する私自身のテーゼをスケッチしてみた。

1 法律家(特に「2014年7月1日」前の)や政治家たちは9条をただ様々に解釈してきただけである。しかし肝心なのは9条で世界を変えることである。

2 9条以前の抑止力は軍事的抑止力であり、9条の抑止力は、非軍事的抑止力である。

3 敵基地攻撃能力の目的は敵のせん滅であり、彼らは「座して死を待つのか」と言う。9条の目的は敵の不存在であり、我々は「座して戦争をさせるのか」と言う。

4 9条の担い手は平和を愛する全世界の市民であり、9条破壊の担い手は対米追従の国粋主義者である。

5 改憲派(日本会議など)の運動は「体系」を有している一ただし、いびつなもの(たとえば「自民党2012年4月27日改憲草案」)一が、これまでの護憲派の運動には体系がない。したがって、改憲派は9条と24条を自覚的に結合させており、「護憲派」は9条のことしか言わない。

6 市民の世論はマスコミの所産であるとの論評は、マスコミが市民をこえて高い所にあるとするもので、マスコミが市民運動によって変えられることを忘れていてる。

7 生産諸関係の総体は、社会の経済的構造を形成する。これが現実の土台であり、その上に一つの法制的かつ政治的な上部構造がそびえ立ち、その土台に一定の社会的諸意識形態が対応する。物質的生活の生産様式が、社会的、政治的、および精神的生活過程全般を制約する。人間の意識がその存在を規定するのではなく、逆に、人間の社会的存在がその意識を規定する。

8 9条否定の哲学は形而上学的観念論であり、9条の哲学は弁証法的唯物論である。

(おのづら よしかた)